

令和元年12月1日より浄化槽補助金制度が変わります！

平成31年4月の国要綱改正に伴い、沼津市浄化槽設置事業補助金交付要綱を改正します。

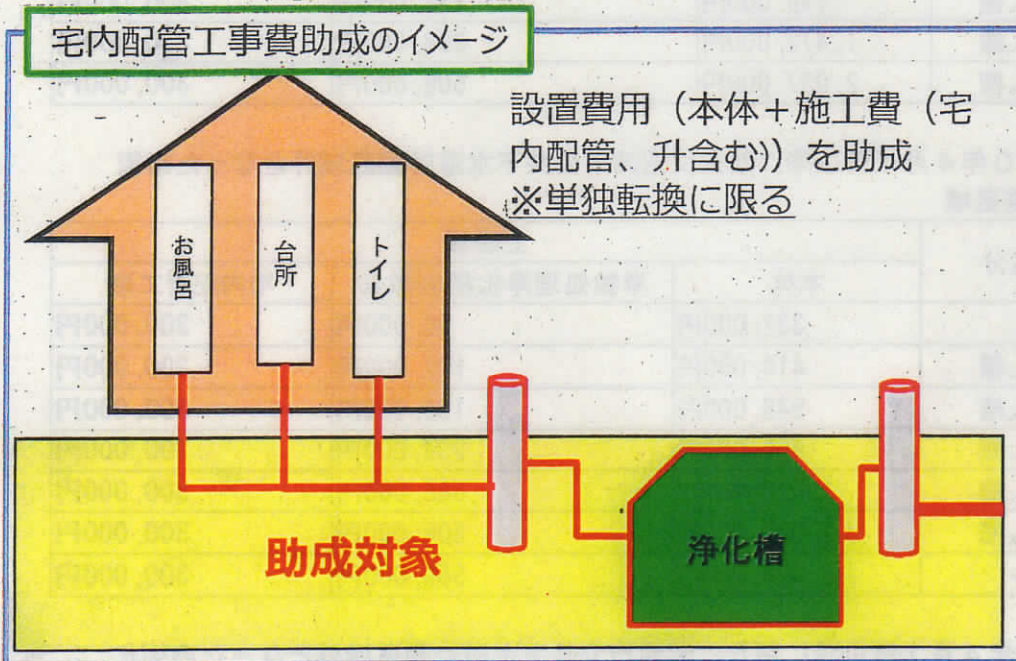
ただし、沼津市公共下水道計画区域内は補助金の対象になりません。

1 変更点

◎単独転換で宅内配管工事まで補助が拡大

※単独転換：単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えすること。

※宅内配管工事：宅内配管として浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事のこと。



単独転換浄化槽設置工事例



単独浄化槽撤去



合併浄化槽設置



配管工事

宅内配管工事の上限額は300,000円です

◎既存合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新・改築は補助対象外
※災害の場合は除く

2 補助金の上限額（単独転換）

※新設は変更なし

※太字の部分が拡充した箇所です

(1) 平成30年3月31日までの沼津市公共下水道計画区域外

人槽区分	上限額		
	本体	単独処理浄化槽の撤去	宅内配管工事
5人槽	332,000円	90,000円	300,000円
6～7人槽	414,000円	102,000円	300,000円
8～10人槽	548,000円	136,000円	300,000円
11～20人槽	939,000円	234,000円	300,000円
21～30人槽	1,472,000円	368,000円	300,000円
31～50人槽	2,037,000円	508,000円	300,000円

(2) 平成30年4月1日以降に新たに沼津市公共下水道計画区域外となった市街化調整区域

人槽区分	上限額		
	本体	単独処理浄化槽の撤去	宅内配管工事
5人槽	332,000円	90,000円	300,000円
6～7人槽	414,000円	102,000円	300,000円
8～10人槽	548,000円	136,000円	300,000円
11～20人槽	939,000円	234,000円	300,000円
21～30人槽	1,472,000円	368,000円	300,000円
31～50人槽	2,037,000円	508,000円	300,000円
51人槽～	2,326,000円	558,000円	300,000円

(3) 平成30年4月1日以降に新たに沼津市公共下水道計画区域外となった市街化区域

人槽区分	上限額		
	本体	単独処理浄化槽の撤去	宅内配管工事
5人槽	415,000円	102,000円	300,000円
6～7人槽	517,000円	128,000円	300,000円
8～10人槽	685,000円	170,000円	300,000円
11～20人槽	1,139,000円	234,000円	300,000円
21～30人槽	1,672,000円	368,000円	300,000円
31～50人槽	2,237,000円	508,000円	300,000円
51人槽～	2,526,000円	558,000円	300,000円

問い合わせ先

クリーンセンター管理課

TEL : 055-933-0711

浄化槽を使用している皆様へ

生活環境の保全のため、浄化槽の適正な維持管理を行いましょ！

浄化槽管理者（設置者等）には「浄化槽法」に基づいて①法定検査、②保守点検、③清掃が義務付けられています。

これらを怠ると放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生し生活環境を損なう原因となってしまう。

浄化槽を使用している方におかれましては、浄化槽の適正な維持管理における責務を果たしましょう。併せて、使用開始報告書等の届出書類も提出しましょう。

1 法定検査（県指定検査機関：一般財団法人 静岡県生活科学検査センター）

(1) 設置後等の水質検査（浄化槽法7条検査）

新設された浄化槽が、適正に設置され機能が十分発揮されているかどうか使用開始後3ヶ月経過してから5ヶ月以内に検査します。

(2) 定期検査（浄化槽法11条検査）

浄化槽の適正な処理機能が確保されているか、設置2年目以降、毎年1回検査します。

※法定検査は保守点検と異なりますのでご注意ください。

2 保守点検（県の登録を受けた保守点検業者に委託）

浄化槽の運転状況の点検や各設備の調整・修理のほか、消毒薬の補充を行ったりすることです（処理方式等により年3～4回以上）。

3 清掃（市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託）

浄化槽内にたまった汚泥等を引き抜き、汚泥の調整の他、各設備の洗浄や掃除等を行うことです（年1回以上）。

4 届出書類

届出種類	事由	届出期限
浄化槽設置届出書	浄化槽を新たに設置するとき	浄化槽を設置する21日前まで
浄化槽変更届出書	浄化槽設置届出に変更があったとき	同上
浄化槽使用開始報告書	浄化槽を使用開始したとき	浄化槽の使用開始の日から30日以内
浄化槽使用廃止届出書	浄化槽を廃止したとき	浄化槽を廃止した日から30日以内
浄化槽管理者変更報告書	浄化槽の管理者が変更になったとき	浄化槽管理者を変更した日から30日以内

問い合わせ先

クリーンセンター管理課

TEL：055-933-0711